きは、その端数を四捨五入する。以下「都道府県立大学附属病院等密度」という。）、都道府県立病院事業債元利償還金のうち平成十三年度以前に発行を許可された都道府県立病院事業債及び平成十四年度に発行を許可された都道府県立病院事業債のうち平成十三年度以前に基本設計等に着手した事業（以下この号において「平成十三年度以前からの継続事業」という。）に係るものの元利償還金にあつては〇・〇四一を、平成十四年度に発行を許可された都道府県立病院事業債のうち平成十三年度以前からの継続事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては〇・〇三一をそれぞれ乗じて得た数の合計数を当該都道府県の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下「都道府県立病院事業債元利償還金密度」という。）、平成十五年度における都道府県立病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇二二四を、平成十四年度に基本設計等に着手した事業（以下この号において「平成十四年度からの継続事業」という。）に係るものの額に〇・〇〇一七〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇一七〇を、平成十六年度における都道府県立病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇二二四を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一七〇を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇一七〇を、平成十八年度に

きは、その端数を四捨五入する。以下「都道府県立大学附属病院等密度」という。）、都道府県立病院事業債元利償還金のうち平成十三年度以前に発行を許可された都道府県立病院事業債及び平成十四年度に発行を許可された都道府県立病院事業債のうち平成十三年度以前に基本設計等に着手した事業（以下この号において「平成十三年度以前からの継続事業」という。）に係るものの元利償還金にあつては〇・〇四一を、平成十四年度に発行を許可された都道府県立病院事業債のうち平成十三年度以前からの継続事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては〇・〇三〇をそれぞれ乗じて得た数の合計数を当該都道府県の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下「都道府県立病院事業債元利償還金密度」という。）、平成十五年度における都道府県立病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇二二三を、平成十四年度に基本設計等に着手した事業（以下この号において「平成十四年度からの継続事業」という。）に係るものの額に〇・〇〇一六九を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇一六九を、平成十六年度における都道府県立病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇二二三を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一六九を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇一六九を、平成十八年度に